

名古屋市告示第397号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 7月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 あん摩・マッサージ

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 7年 5月 9日
野川 喜生		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 7年 6月 1日
藤井 智也		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 7年 5月 9日
阿部 一秀		

2 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 7年 5月 9日
野川 喜生		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 7年 6月 1日
藤井 智也		
楽生鍼灸マッサー ジ院	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号	令和 7年 5月 9日
阿部 一秀		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課